令和６年度
全国統一品質管理監査
結果の概要

令和７年４月

全国生コンクリート品質管理監査会議
(URL：http://www.HINKANKAIGI.jp)

1.　監査結果の概要

2,383 工場

令和 6 年度の監査実施工場数は，2,383 工場でした。全 JIS 工場数に対して監査を実施した工場数の割合(監査受審率)は 90%でした。

総括的事項，個別的事項及び望ましい事項に係る監査項目を A 及び a 評価したもの(満足できる)について，その割合を達成率として**図-1～図-5** に示します。実地調査に係る監査項目の監査結果を**図-6～図-9** に示します。

2.　令和 7 年度合格証の交付状況

令和 7 年度の合格証は，令和 6 年度の監査結果に基づいて適合判定基準に適合した 2,380 工場に対して交付されました。

3.　査察の結果

合格証は，前年の監査結果に基づいて翌 1 年間の品質管理が適切に実施されることを認めた証として交付されるが，それを確認するために年度途中に任意に選んだ工場に対して行う検査を査察といい，「合格証を交付された工場に対する査察要領」に基づいて実施しています。令和 6 年度の査察実施工場数は 311 工場で，不合格工場は 1 工場であった。

4.　㊟マークの発行状況

㊟マークは，工場が生コンクリートの品質を確保できる仕組みがあり，かつ，製造した生コンクリートの品質が全国統一品質管理監査基準の適合判定基準に適合していると，地区会議からの申請により，全国会議が承認したことを示す識別標識です。外径は 30mm あります。一般に工場が発行する配合計画書等の文書に貼付されます。

全国会議は，令和 6 年度全国統一品質管理監査の実績に基づいて，45 地区会議から使用承認申請があった 2,380 工場について，令和 7 年度㊟マークの使用を承認しました。



5. 監査制度の有効性評価結果

平成 12 年度から監査制度の有効性に関する評価，即ち監査制度が有効に機能し，期待する効果が得られているかを毎年調査しています。

令和 6 年度の評価結果は，以下のとおりです。

(1)監査基準の達成度の評価

129 項目の監査基準達成度(A 評価された割合を百分率で表示)を総括的事項，個別的事項，望ましい事項及び実地調査のそれぞれについて求め，評価基準と比較して○(良好)，△(未だ良好とは言えない)，×(不十分)で評価した結果を**表-1** に示します。

(2)顧客の評価及び生産者の評価

7 年間のアンケート調査で概要が評価できたので，令和 6 年度も前年に続き顧客の評価及び生産者に対するアンケート調査は中止しました。

(3)非工業組合員の工業組合加入数からみた評価

各地区の生コンクリート工業組合に加入した工場数は，以下に示すように推移しています。新規加入のすべての要因が品質管理監査制度にあるとはいえませんが，その多くは監査制度に関係していると思われます。

平成 12 年度： 37 工場　　平成 13 年度：37 工場,
平成 14 年度：153 工場　　平成 15 年度：79 工場,
平成 16 年度： 18 工場　　平成 17 年度：42 工場,
平成 18 年度： 23 工場　　平成 19 年度：29 工場,
平成 20 年度： 55 工場　　平成 21 年度：23 工場,
平成 22 年度： 11 工場　　平成 23 年度： 8 工場,
平成 24 年度： 14 工場　　平成 25 年度：22 工場,
平成 26 年度： 19 工場　　平成 27 年度：20 工場,
平成 28 年度： 15 工場　　平成 29 年度：16 工場,
平成 30 年度： 23 工場　　2019 年度：17 工場,
令和 2 年度： 8 工場　　令和 3 年度：10 工場,
令和 4 年度： 0 工場　　令和 5 年度： 2 工場,
令和 6 年度： 6 工場

(4)学会・発注官公庁などの評価

日本建築学会においては，平成 10 年度版「コンクリートの品質管理指針・同解説」の解説で，“全国統一品質管理監査制度に合格した工場を選定することが望ましい”と記述され，平成 27 年度版から本文に記述されました。「建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事」にあっては，2003 年版から解説で“この監査においては合格した工場には「㊟マーク」の表示を許可しているので，

工場の選定に際して参考にすると良い”と記述され，2023 年の改定でも，同様な内容の文言が記述されました。

土木学会においては，2002 年制定「コンクリート標準示方書－施工編－」の解説で，“レディーミクストコンクリート工場の選定にあたっては，この監査に合格し，㊎マークを取得した工場から選定する必要がある”と，2007 年制定「コンクリート標準示方書－施工編－」の本文で“レディーミクストコンクリート工場は，JIS 認証品を製造する工場のうち，全国生コンクリート品質管理監査会議から㊎マークを承認された工場から選定しなければならない”と記述されました。最新の 2022 年制定「コンクリート標準示方書－施工編－」でも，同様な内容の文言が記述されています。

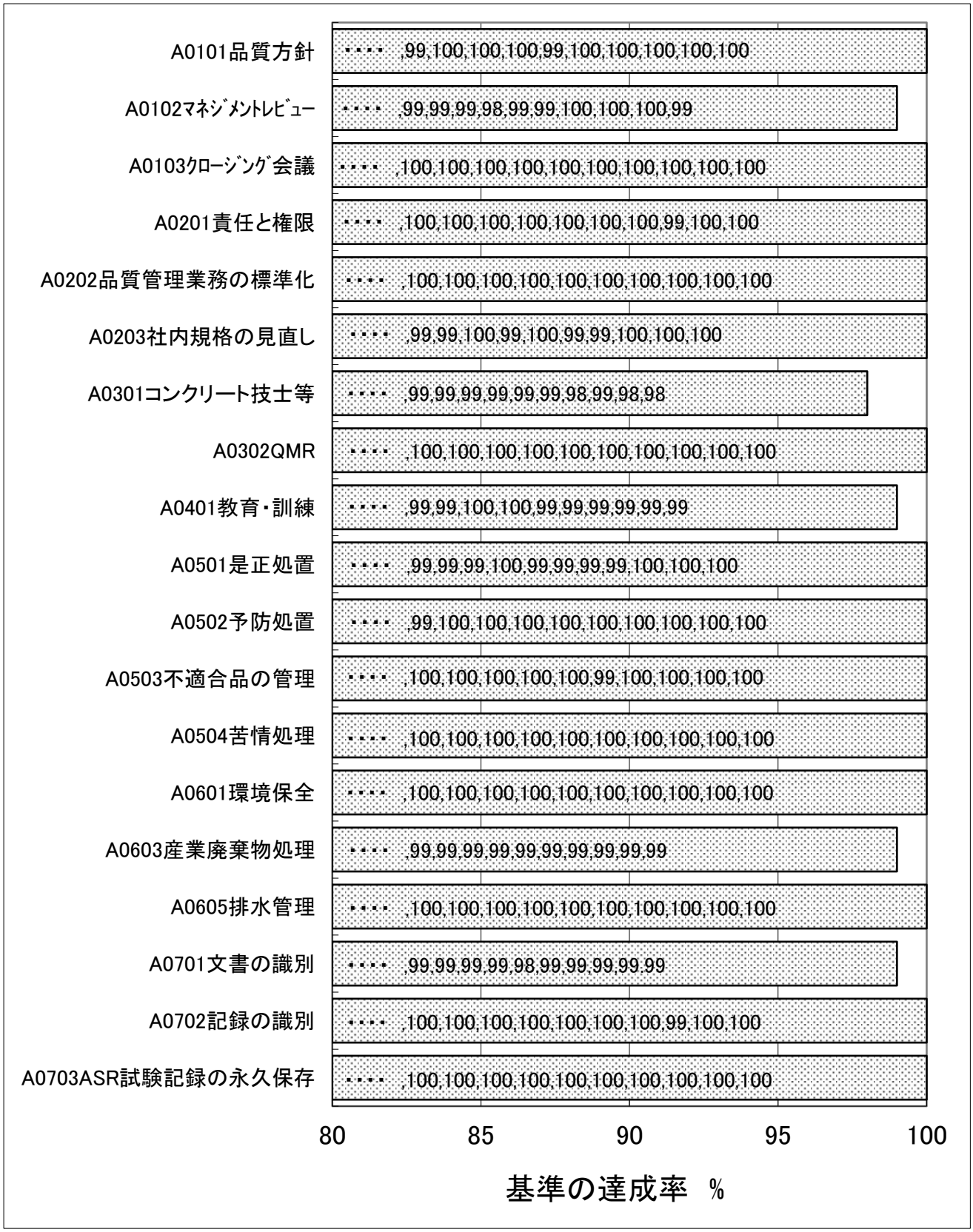
国土交通省においては，平成 15 年度から「土木工事共通仕様書」に，平成 16 年度から「港湾工事共通仕様書」に記載されました。それぞれ最新版では，“受注者は，レディーミクストコンクリートを用いる場合には，……全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等から選定する”と記述されています。また，大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」には平成 16 年版から記載され，“産・官・学で構成される「全国生コンクリート品質管理監査会議」が……「全国統一品質管理監査基準」を策定し、毎年各工場の立入監査を行い、この基準に適合した工場に㊎マークを交付しているので、工場選定に必要な品質確保の確認には、これらの結果を参考にするとよい”と記述されています。

農林水産省においては，平成 17 年度から「土木工事共通仕様書」で，平成 29 年度から「森林整備保全事業工事標準仕様書」に，国土交通省「土木工事共通仕様書」と同様な文言が記述されました。

防衛省においては，平成 22 年度から「土木工事共通仕様書」で，国土交通省「土木工事共通仕様書」と同様な文言が記述されました。

また，一般社団法人 日本建設業連合会，一般社団法人 全国建設業協会作成の「建設工事における生コンの品質確保について」においても，“生コン工場は，原則として，JIS 表示認定工場，㊎マーク取得工場から選定”と明記されました。

自治体については，全ての都道府県及び 20 の政令指定都市の仕様書において，国土交通省「土木工事共通仕様書」と同様な文言が記述され，通知等も含め全国統一品質管理監査の合格工場や㊎マーク使用承認工場を推奨する記述となっています。



図−1 総括的事項(A評価の割合)

棒グラフ中の数字は最近10年間（平成26年度～令和5年度）の実績を示す。



図-2 個別的事項-1(A評価の割合)

棒グラフ中の数字は最近10年間(平成26年度～令和5年度)の実績を示す。

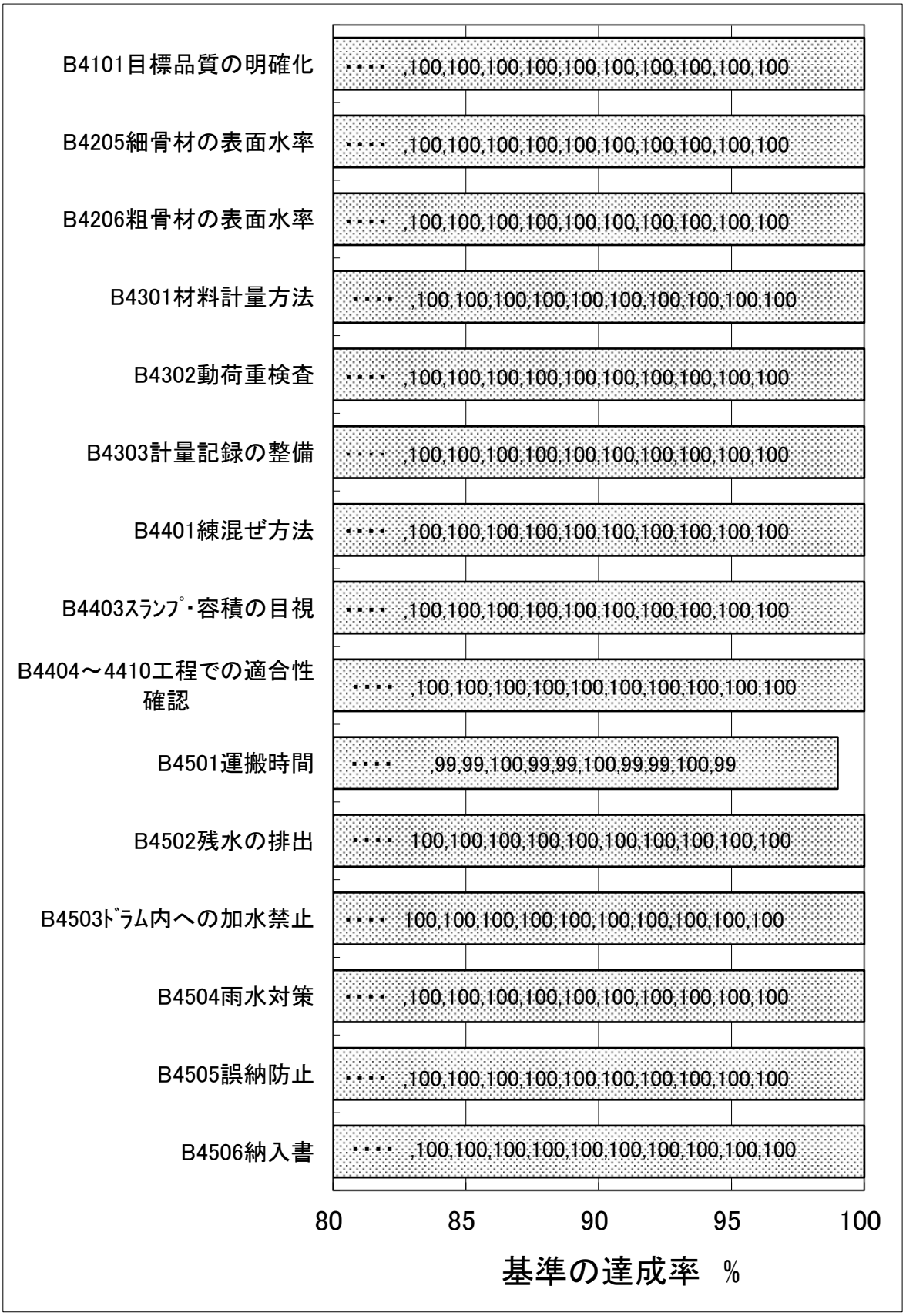


図-3 個別的事項-2(A評価の割合)

棒グラフ中の数字は最近10年間（平成26年度～令和5年度）の実績を示す。

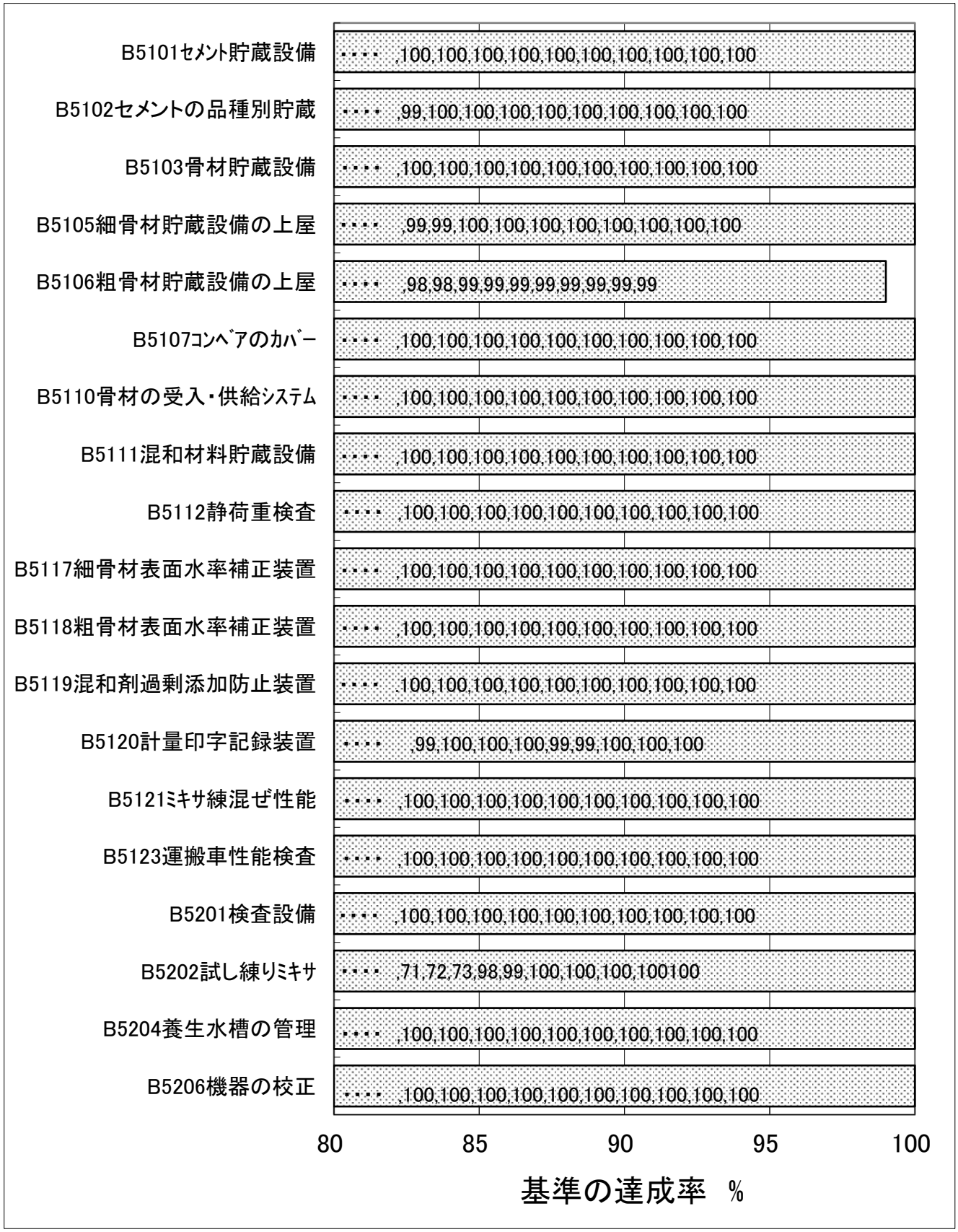
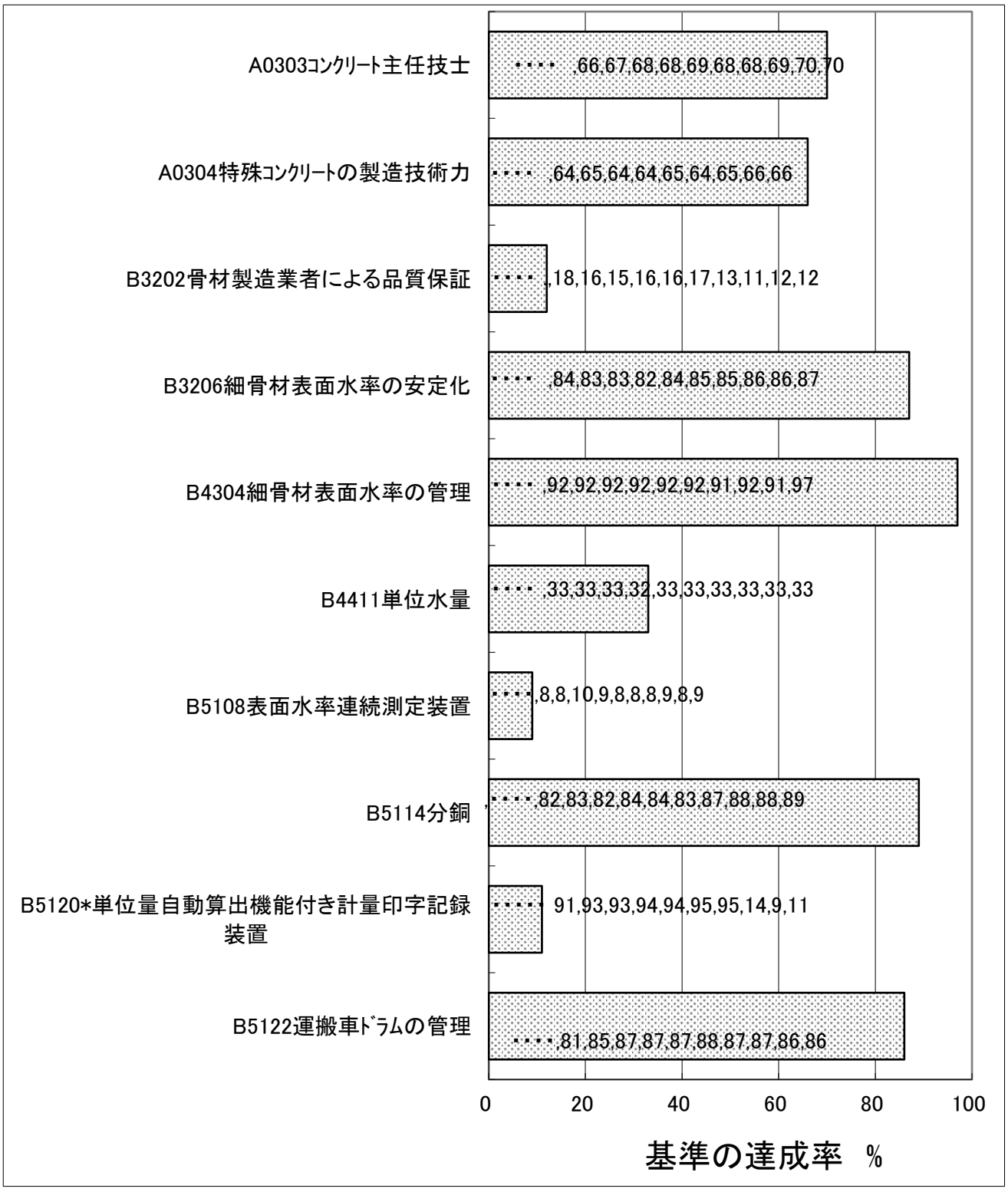


図-4 個別的事項-3(A評価の割合)

棒グラフ中の数字は最近10年間(平成26年度～令和5年度)の実績を示す。



図−5 望ましい事項(a評価の割合)

棒グラフ中の数字は最近10年間（平成26年度～令和5年度）の実績を示す。

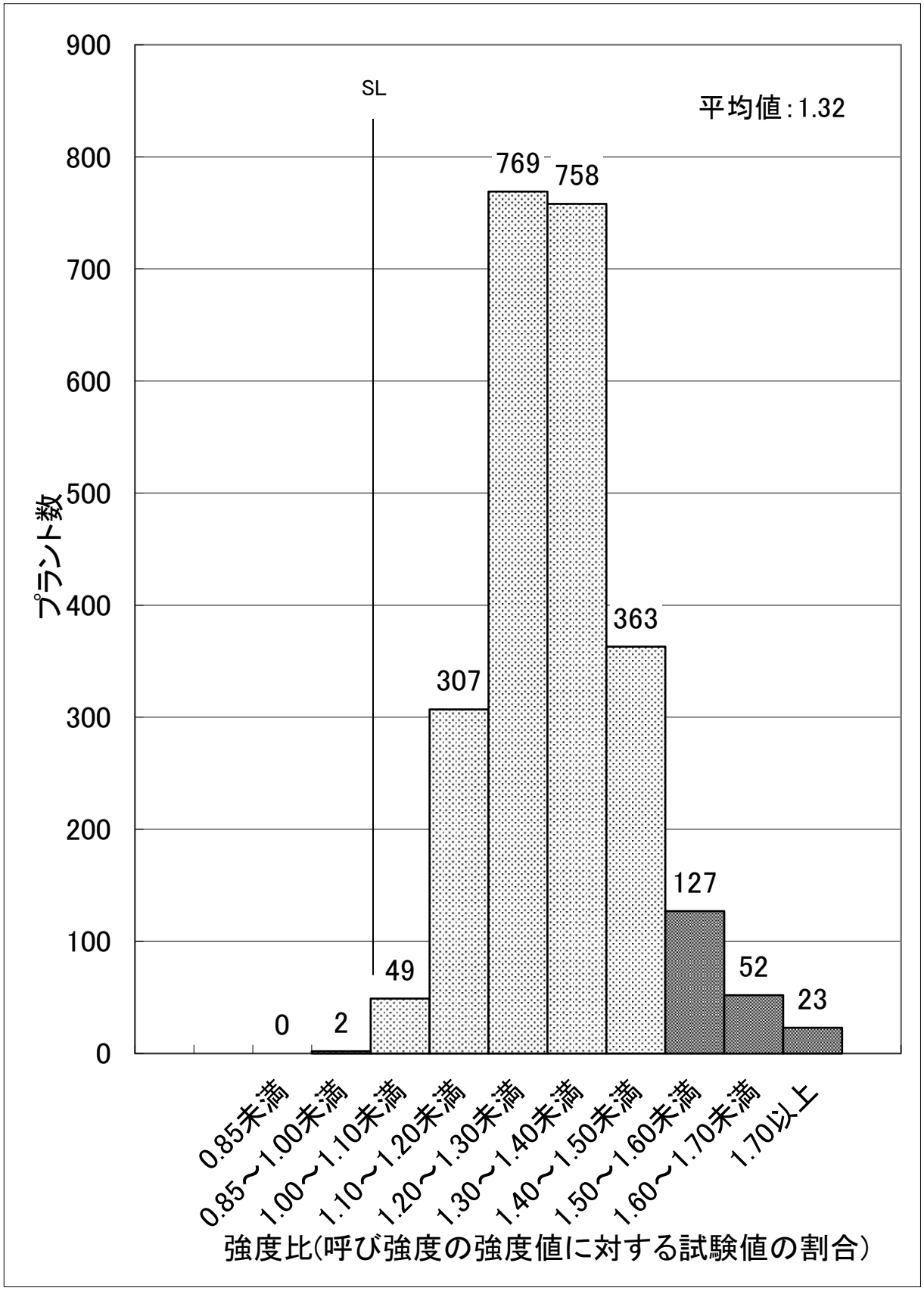


図-6　令和6年度圧縮強度の適合性 N=2,450

備考　黒い部分は過剰強度(8.2%)

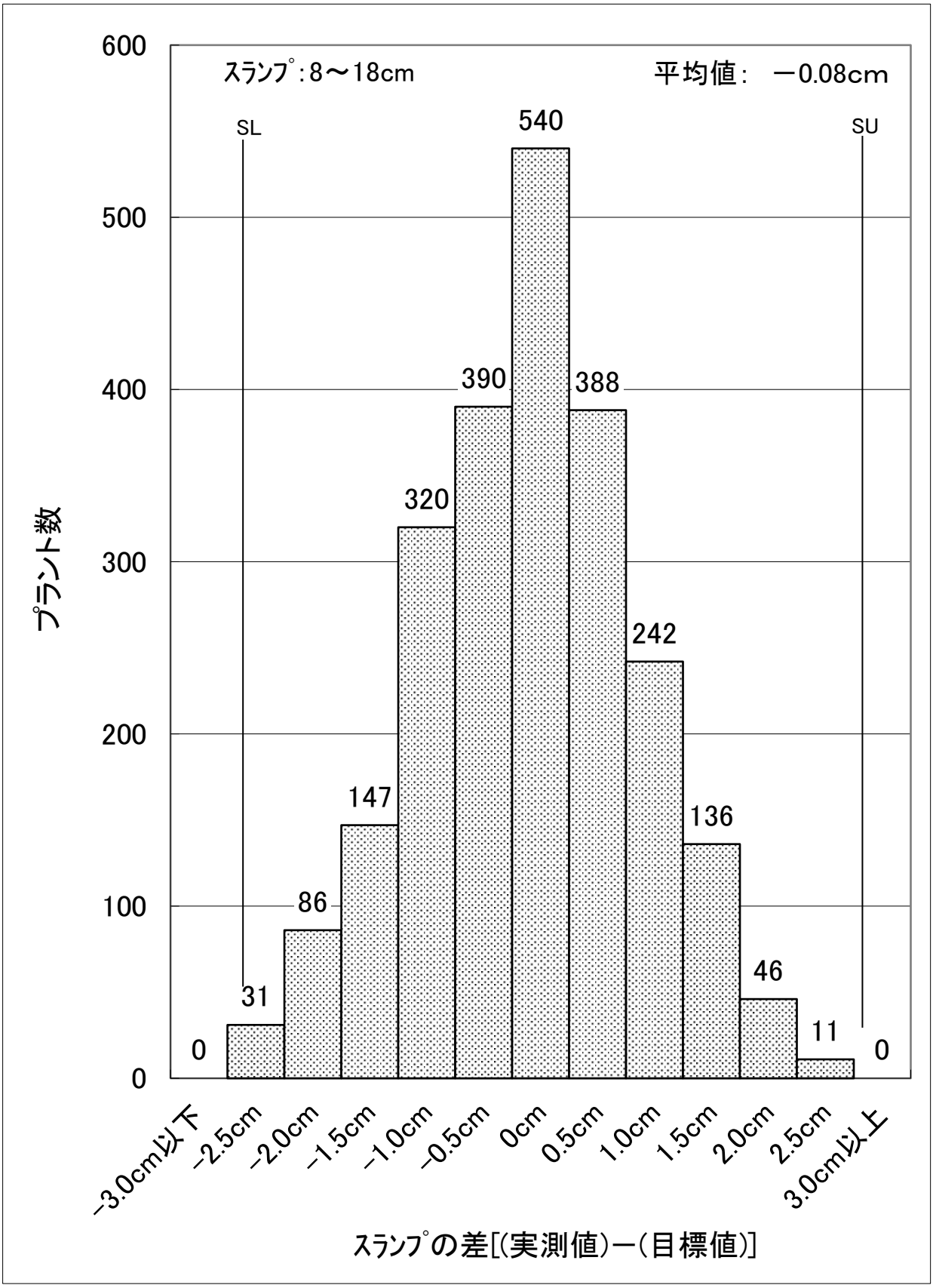


図-7　令和6年度スランプの適合性(実地調査)N=2,337

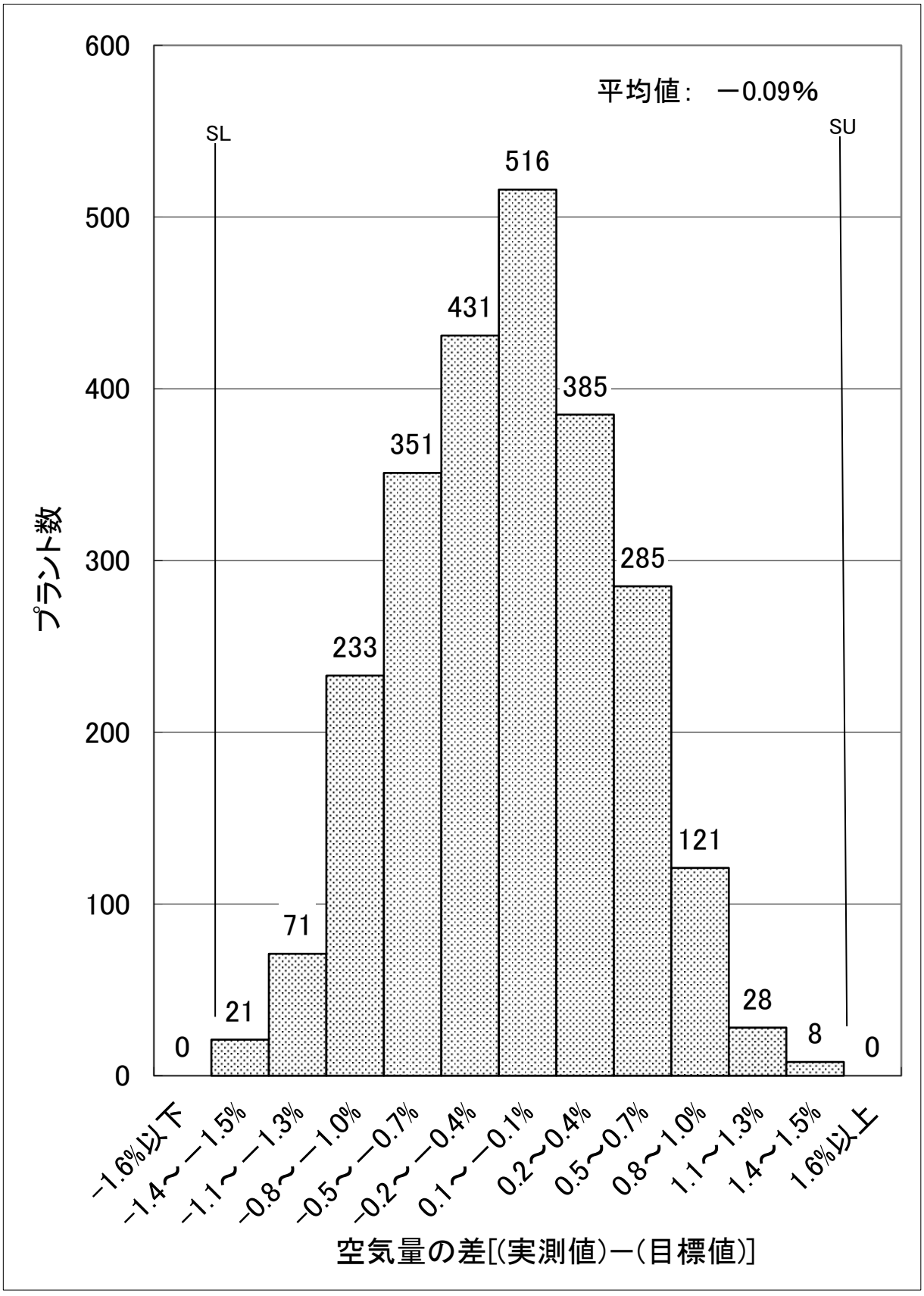


図-8 令和6年度空気量の適合性(実地調査) N=2,450

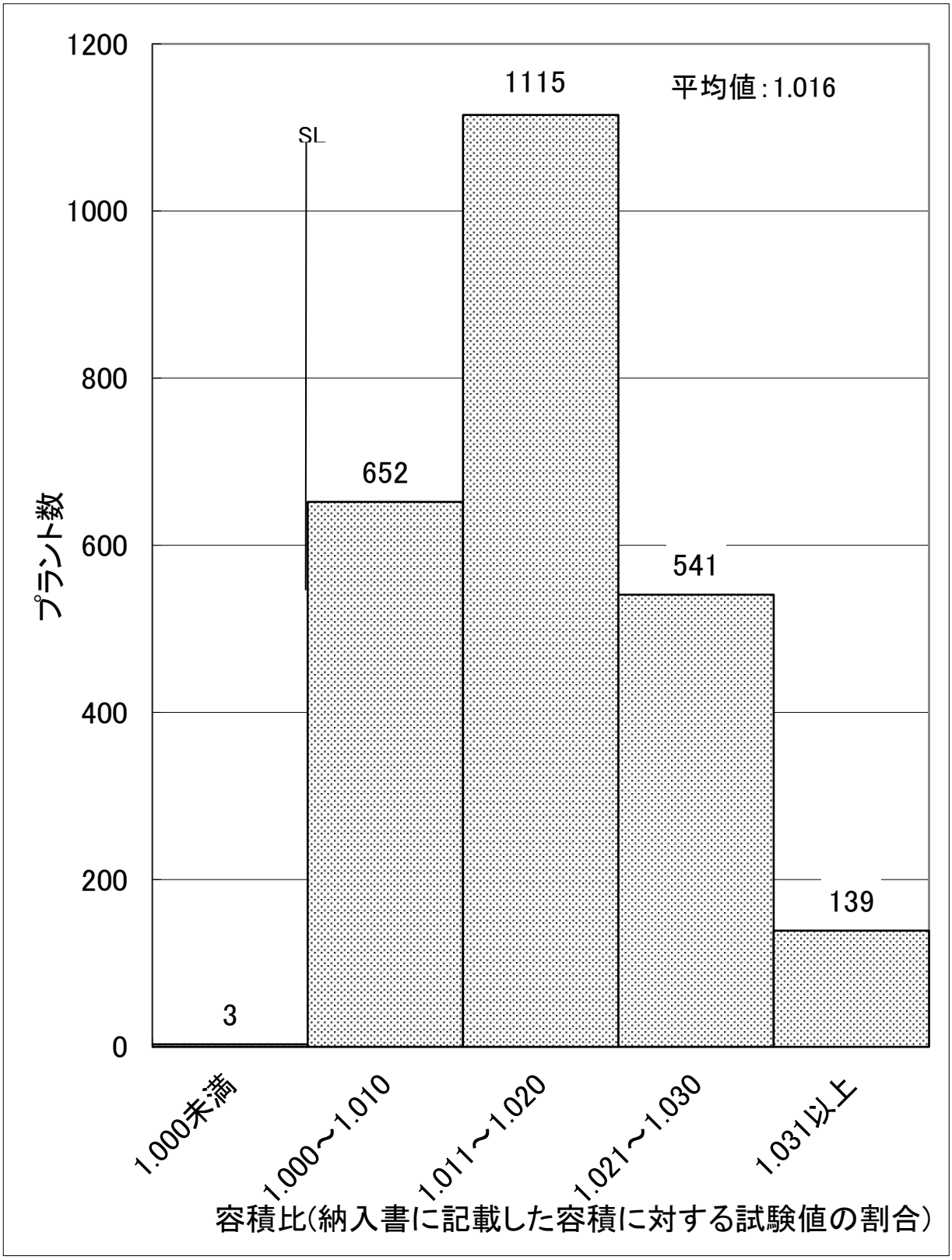


図-9　令和6年度容積の適合性(実地調査)　N=2,450

表-1　監査制度の有効性評価基準及び評価結果（令和 6 年度）

評価項目		評価基準 ○（良好）	評価基準 △（未だ良好とは言えない）	評価基準 ×（不十分）	結果	判定
①監査基準達成度（A 評価された割合の総平均値）	総括的事項	98%以上	95～98%未満	95%未満	99.6%	○
	個別的事項	98%以上	95～98%未満	95%未満	99.9%	○
	望ましい事項	65%以上	60～65%未満	60%未満	56.2%	×
	実地調査	全工場が A 評価	B 評価工場がある	C 評価工場がある	C 評価工場：4	×
②監査基準達成度（査察合格の割合）（注）再査察の結果を除く		100%	95～100%未満	95%未満	99.6%	△
③工業組合への新規加入工場数		10 工場以上	5～9 工場	4 工場以下	6 工場	△
④学会の優遇措置（㊟マークに関する記述）（公社）土木学会「ｺﾝｸﾘｰﾄ標準示方書」（一社）日本建築学会「建築工事標準仕様書 同解説 JASS5 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ工事」		仕様書・示方書の本文	仕様書・示方書の解説	記述なし	示方書の本文 仕様書の解説	△
⑤国の優遇措置（合格証及び/又は㊟マークに関する仕様書・通達などへの記述）		国交省及び農水省だけでなく，他の発注機関の仕様書にも記述あり	国交省及び農水省の仕様書に記述あり	記述なし	国交省及び農水省だけでなく，他の発注機関の仕様書にも記述	○
⑥都道府県の優遇措置（合格証及び/又は㊟マークに関する仕様書･通達などへの記述）		80%以上 (37 地区以上)	50～80%未満 (36 地区～23 地区)	50%未満 (22 地区以下)	46 地区	○

備考　①，②は監査結果の評価，③は業界の調査結果